

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 10 号

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和 62 年瀬戸市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用の徴収等) 第 11 条 市長は、入所者又は入所者の主たる扶養義務者（扶養義務者で入所者と生計を一にしている者をいう。以下同じ。）（以下「入所者等」という。）から、法第 51 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号に規定する費用を法第 56 条第 2 項の規定により徴収する。	(費用の徴収等) 第 11 条 市長は、入所者又は入所者の主たる扶養義務者（扶養義務者で入所者と生計を一にしている者をいう。以下同じ。）（以下「入所者等」という。）から、法第 51 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号に規定する費用を法第 56 条第 2 項又は第 3 項の規定により徴収する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。